

大阪市告示第1212号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛込みプール）	令和7年9月8日（月）	午前8時から 午後9時まで
	令和7年9月16日（火）	
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年9月16日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛込みプール）	令和7年9月2日（火）から 同月12日（金）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和7年9月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年9月16日（火）から 同月19日（金）	午前8時から 午後9時まで
	令和7年9月20日（土）から 同月21日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年9月23日（火）	

令和7年9月27日（土）から
同月28日（日）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）